

令和元年度第10回

東北町農業委員会総会議事録

期日 令和2年1月10日

場所 東北町役場（分庁舎）第1会議室

令和元年度第10回東北町農業委員会総会

1. 開催場所 東北町役場（分庁舎）第1会議室
2. 開会日時 令和2年1月10日（金） 午前9時30分
3. 閉会日時 令和2年1月10日（金） 午前10時27分

4. 出席農業委員（10名）

1番	乙部繁作君	2番	沼尾京子君
4番	蛭沢清子君	5番	沼尾幸一君
6番	竹内勝子君	7番	米内山寧夫君
8番	高松克彦君	9番	沢田兼美君
10番	中野一男君	14番	新山忠幸君

5. 欠席農業委員（5名）

3番	蛭名勲君	11番	甲地武彦君
12番	木村豊三郎君	13番	甲地俊隆君
15番	小野寺正八君		

6. 出席農地利用最適化推進委員（2名）

甲地 岡山粕男君 上野（上） 蛭名賢一君

7. 欠席農地利用最適化推進委員（3名）

花向町 野田亮広君 千代畑 江刺家栄作君
旭 笹倉隆悦君

8. 会議に付した案件

- 報告第26号 農地の転用事実に関する照会について
報告第27号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第28号 競（公）売買受適格者に係る農地法第3条許可書の交付について
報告第29号 使用貸借合意解約書の受理について
議案第30号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第31号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第32号 東北町農用地利用集積計画の決定について

9. 議事録署名委員

10番 中野一男君 14番 新山忠幸君

10. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局長 蛭澤博幸 事務局主事 荒木浩美

11. 書記

事務局副参事 河島徳悦

(全員起立で挨拶を行う。)

事務局長 (蛭澤博幸君) 総会に入る前に、新年の挨拶を交わしたいと思います。ご起立願います。「あけましておめでとうございます」着席願います。

事務局長 (蛭澤博幸君) ただいまから、12月27日に招集通知しました、第10回東北町農業委員会総会を開催いたします。

本総会の出席委員は、10名で、定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。

尚、農地利用最適化推進委員 2名の出席があります。

本日、3番 蛭名 勲 委員、 11番 甲地 武彦 委員

13番 甲地 俊隆 委員 15番 小野寺正八 委員

員

12番 木村豊三郎 委員

より、会議規則第4条の規定に基づく、欠席届出がありましたので、ご報告いたします。

事務局長 (蛭澤博幸君) それでは、会長よりご挨拶をお願いします。
事務局長

(会長あいさつ省略)

事務局長 ありがとうございました

事務局長 (蛭澤博幸君) それでは、東北町農業委員会、会議規則第5条により、会長は、会議の議長となり、議事を整理することになっておりますので、会長より議事進行をお願いします。

会長（乙部 繁作君） それでは、しばらくの間、議長を努めさせていただきます。

（開 議）

これより、本日の会議を開きます。

議長（乙部 繁作君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。総会の提出案件は、**報告4件、議案3件**であります。充分なるご審議をお願いします。

議長（乙部 繁作君） それでは、議事に入ります。

（議事録署名者の指名・書記の任命）

議長（乙部 繁作君） **日程第1** 議事録署名者の指名及び書記の任命についてを、議題とします。

お諮りします。

議長の私から指名することに、ご異議ありませんか。

（異議なしのとき）

異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

議事録署名者には、**10番 中野 一男 委員、14番 新山 忠幸 委員**を指名いたします。

なお、書記には、河島 副参事を任命いたします。

（会期の決定）

議長（乙部 繁作君） **日程第2** 会期の決定についてを、議題とします。総会の会期は、本日一日とすることに、ご異議ありませんか。

（異議なしのとき）

異議なしと認め、総会の会期は、本日一日とすることに決定しました。

議長（乙部
繁作君）

日程第3 報告第26号 農地の転用事実に関する照会について、を議題とします。

事務局より朗読及び説明をお願いします。

事務局長
（蛭澤博幸
君）

1 ページをお開きください。

報告第26号 農地の転用事実に関する照会について、青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので、報告するものです。

尚、現地確認は、1月7日、委員2名（米内山 寧夫 委員及び、新山 忠幸 委員）と事務局職員2名により遅滞なく現地調査を行い、現況が農地であるか否かを確認しています。

2 ページをお開きください。

受付番号37番から40番 4件について説明いたします。

（事務局受付番号37から40番 4件朗読説明省略）
以上、4件です。

議長（乙部
繁作君）

ただいま、事務局より報告第26号の朗読及び説明がありました。

ご質疑等ありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認め、報告第26号は原案のとおり報告済と致します。

議長（乙部
繁作君）

日程第4 報告第27号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理についてを、議題とします。

事務局より朗読及び説明をお願いします。

事務局長
（蛭澤博幸

3 ページをお開きください。

君) 報告第27号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、このことについて、別紙のとおり農地法第3条の3第1項の規定による届出書を受理したので報告するものです。
4ページをお願いします。

(事務局 50番から51番、2件朗読説明省略)

以上、2件です。

議長(乙部 繁作君) 只今、事務局より報告の朗読及び説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(質疑なしのとき)

質疑なしと認め、報告第27号は、原案のとおり報告済みといたします。

議長(乙部 繁作君) **日程第5 報告第28号** ^{けい こう ばい}競(公)売買受適格者に係る農地法第3条許可書の交付についてを、議題とします。
事務局より朗読及び説明をお願いします。

事務局長 5ページをお願いします。

(蛭澤博幸君)

報告第28号 ^{けい こう ばい}競(公)売買受適格者に係る農地法第3条許可書の交付について、最高価買受(か、かいうけ)申出人等となった競売買受適格者からの農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、別紙のとおり許可書を交付したので、報告するものです。

6ページをお願いします。

受付番号1番 1件について説明します。

(事務局 受付番号1番、2件、朗読説明省略)

以上、1件であります。

議長(乙部 繁作君) ただいま、事務局より報告第28号の朗読及び説明がありました。ご質疑等ありませんか。

(質疑なしのとき)

議長（乙部 質 疑 な し と 認 め、 報 告 第 2 8 号 は、 原 案 の と お り 報 告 済 と 致 し
繁 作 君） ま す。

議長（乙部 日 程 第 6 報 告 第 2 9 号 使 用 貸 借 合 意 解 約 書 の 受 理 に つ い て
繁 作 君） を、 議 題 と し ま す。

事務局より朗読及び説明を願います。

事務局長 7 ページをお願いします。
（蛭澤博幸 報 告 第 2 9 号 使 用 貸 借 合 意 解 約 書 の 受 理 に つ い て、 こ の こ と
君） に つ い て、 別 紙 の と お り 使 用 貸 借 合 意 解 約 書 を 受 理 し た の で、 報
告 す る も の で す。

8 ページをお願いします。
（事務局 受 付 番 号 4 番 1 件 朗 読 説 明 省 略）
以 上、 1 件 で あ り ま す。

議長（乙部 只 今、 事 務 局 よ り 報 告 の 朗 読 及 び 説 明 が あ り ま し た が、 ご 質 疑
繁 作 君） 等 あ り ま せ ん か。

（質 疑 な し の と き）

質 疑 な し と 認 め、 報 告 第 2 9 号 は、 原 案 の と お り 報 告 済 み と い た
し ま す。

議長（乙部 日 程 第 7 議 案 第 3 0 号 農 地 法 第 3 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ く
繁 作 君） 農 業 委 員 会 の 許 可 に つ い て を 議 題 と し ま す。
事 務 局 よ り 議 案 朗 読 及 び 説 明 を お 願 い し ま す。

事務局長 7 ページをお願いします
（蛭澤博幸 議 案 第 3 0 号 農 地 法 第 3 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ く 農 業 委 員 会 の
君） 許 可 に つ い て、 農 地 法 施 行 令 第 3 条 第 1 項 の 規 定 に よ り、 別 紙 の
と お り、 （1） 所 有 権 移 転 5 件 及 び 地 上 権 設 定 1 件、 許 可 申 請 書
の 提 出 が あ っ た の で、 審 議 を 求 め る も の で す。

事務局長
(蛭澤博幸
君)

10ページをお願いします。
所有権移転（5件）及び地上権設定（1件）について説明いた
します。

(事務局 受付番号42～46番、5件及び地上権設定 受付番
号4番を朗読説明省略)

以上、所有権移転5件、地上権1件であります。

議長（乙部
繁作君）

只今、事務局より、所有権移転、受付番号42番～46番5件、
及び地上権設定 受付番号4番 1件の説明が終わりました。

本案について、ご質疑等ありませんか。

委員（高松
克彦君）

P13ページの(2)地上権の設定ですけれども、これは次に出てく
る賃借権設定の営農型太陽光発電の転用と思われれます。3条申請に
ついては、もとより総会の決定事項となりますけれども、5条申請
は県のほうで許認可となるのですがP16ページのこの図面を見ます
と、案内図の図面で丸の東側北側で農地が広大に広がっているよう
な気がしますけれども、ここは農用地区域に入るのですか。また、案内
図の東、北側でこちらの方は、東側は畑になっており北側が田んぼに
なっています。5条申請の所有者の畑なのか田んぼなのか、そうでな
ければ日照権等で地上高が2.76mで、田んぼですと結構南の光が北側
の田んぼの所有者に日照の影響があるのか懸念があります。従って5
条申請の許認可が下りたら、3条申請の案件等を委員会に提出する形
で営農型の3条の地上権申請は翌月にやった記憶がありますが、その
ようにできないものですか。以上2点ですがよろしくお願いします。

事務局長
(蛭澤博幸
君)

委員がお話のとおり、5条の転用関係と関連するのですが、まず1
点目
して、農用地入っているのかとの事ですが、北側の田んぼから農用地
区域に入っております。申請地が畑になっているのですが、そこは除
外されています。それと隣の耕作者のことで資料がないのですが、私
の記憶しているところによると、田んぼと畑の所有者は別な人と認識
しております。隣の田んぼに対する光の遮断光について申請者の書類
ですと隣の田んぼには影響なく高さ的には影響が出ず、パネルについ
ては通常の太陽光パネルですと2m50あるいは3.0mとあるのですが
そんなに幅も出ないので、隣の田んぼには影響が出ない申請書になっ
ています。前回、同じようなパターンで地上権の設定の部分を1ヶ月

ずらしたのですが、その際に私どももいろいろ県及び農業会議さんからご指導頂いたのですが、地上権の設定とこの5条申請転用申請は同時に総会にかけてもよろしいとの事で、地上権設定は設定で許認可されてその後に転用のほうは県から許可になるのですが、同時でもよろしいというご指導を頂いたので今回は、両方を同時に議案しております。

委員（高松
克彦君）

農用区域に田んぼがなっている。申請者ですから都合のいい事を自分に有利な発言で影響はないという事です。私も3年前再生関連の会社に勤めた経験があり、こういうものは全て数字で直ぐにでるんですよ、どの位の遮閉率あって何パーセントがどのように作物に影響あるのか判らないのですがその数字のデータを当該業者から頂いて、隣接者の耕作者に提示して30パーセント落ちましたよ、秋になると太陽の高さが低くなるので50パーセント位は日照が届きませんよと、範囲はどの位まで行きますよ、データで直ぐ出ると思うんですよ。それを農用区域耕作している農家に示して同意なりを取ったほうが後々申請者並びに隣接者の利害がぶつからない。そのような配慮を農業委員会でした方が良いのではないのかと思います。それをもって意見書なりに反映させて県の方に報告するという事が確立なのではないかと思えますけれども。答弁をお願いします。

事務局長
（蛭澤博幸
君）

委員がおっしゃるとおり、隣に対する利害関係の問題は当然出てくると思えますので、その事は代理人をとおして隣からの承諾書というものを頂いて県の方に添付して町の意見を附したいと思えます。

委員（高松
克彦君）

今回の5条申請と、3条申請は保留ということでよろしいですか。隣接者からの同意書を取ってからとの事ですか。

事務局長
（蛭澤博幸
君）

同意書は、皆様に今日お諮りしているので、今日良いか、悪いかを是非をとって頂きたく、県に送付する時に参考資料として承諾書を県に送付したいという事です。

委員（高松
克彦君）

今日、採決するという事は、同意を取る前に結論を出すという事ですね。

3条申請については、隣接者云々の意向に関わらず、3条申請は、今日まさに可か非か決めると5条申請については別の事ですよ。今の答弁では、5条申請を出す時には、今の総会で3条申請はタッチ、5条申請については例えて、隣接者がかなり被害があり影ができるの

委員（高松
克彦君）

であればダメだという事であれば、それをもって県の方に意見を出す。県が良くないよとなれば県の結果と、ここの3条申請も総会の結果と別の結果が出る。という事になりますよね。ですから県の5条申請は時間がかかるので県の意向が分かった段階で3条を出せば、時間的にも申請者に困らないような結果が行くと思うんですよ。

今日、3条申請を可決したところで5条申請が出るまで約2カ月係る。そしたら、別段5条申請の結果が判ってからでも3条申請を総会にかけるのが良いのではないんですか。

事務局長
（蛭澤博幸
君）

5条申請が終わってから3条申請という事になるのですけれども、それは前回もそうでしたが前回そのようにやらせてもらいました。という事で話はさせてもらいました。確かに5条が終わらないと3条の地上権設定も前に進めないものですから委員がおっしゃるのも判るのですが、他町村とか農業会議さんから聞きましたところ、同時に掛けるべきである。という事もありましたので、今回は前回と同じに同時に出させて頂きました。それと日陰の部分について同意書をこれから取りますが、現在の申請書の中で日陰が想定される部分というのが畑の中だけで止まるという申請書になっているので、その辺も確認しながら隣の方にまた影響がでるのか、でないのか確認しながら当然影響がでるのであれば隣の田んぼの同意書も必要になってくるのでその辺を確認し、同意書があれば一番よろしいので、その辺の日陰の部分の申請書と違う部分あるのかどうかも確認しながら進めたいと思います。皆様の方で3条申請が地上権の設定で許可が下りてからという事であれば今日の議案に関してはしないという事で、皆様委員の方々のご意見でよろしいかと思えます。

委員（高松
克彦君）

これ、P15ページ見れば、期間が10年も期間があるので一旦許可を得ると、1年とかの短期間であれば、2年目から作物の量が減った場合は、2年目から廃止となる事ですが10年間でしかも太陽光発電事業者にとっては初期投資が非常に多いんですよ。多額なので確実に10年出来るという形で多分貸借対照方を組んでいると思います。従って最初のスタートラインが非常に事業者にとっても隣接者にとっても非常に大事で、今回、局長がどの位の被害の面積があるのか把握できていないとの話なので、そこを考えればもう少し慎重にやった方がいいのではないのかと思えます。

事務局長
（蛭澤博幸

申請書の中身を見ると、隣の田んぼには影響がない範囲内で太陽光の支柱を建てるという事で、隣には遮光率が出ないという解釈のもと

君) で提出されております。従って田んぼの所有者からの影響がないという事で、同意書等は頂いていないという事で、私は理解しております。只今、委員がおっしゃるとおり太陽の高さによっては、当然そういう事も出てくると思いますので代理人をとおして承諾書の添付を求めたいと思います。

10:07 休憩

10:13 再開

議長(乙部 繁作君) そのほか、質疑はありませんか

異議なしと認め、議案第30号は、原案のとおり許可することに決定しました。

議長(乙部 繁作君) **日程第8 議案第31号** 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見についてを 議題とします。
事務局より議案朗読及び説明をお願いします。

事務局長 14ページをお願いします。

(蛭澤博幸君) 議案第31号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について、農地法施行令第7条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するための意見を求めるもので、受付番号17番1件について、現地調査が行われております。

15ページをお願いします。

尚、申請箇所的位置等は、16ページから17ページのとおりです。

(事務局 受付番号17番1件、朗読説明省略)

以上1件です。

議長(乙部 繁作君) ただいま、事務局より、説明が終わりました。

議長（乙部 繁作君） これには、現地調査が行われていますので

新山 忠幸 委員より現地調査の報告をお願いします。

委員（新山 忠幸君） 議案第 31号の現地調査の報告をいたします。

17番の申請地は1月7日に 農業委員 米内山 寧夫委員及び事務局と現地に行き、申請者 借人 合同会社ファーマーズシェアネットワーク 代表社員 竹ヶ原 昭夫さん及び貸人 和田栄悦さんの代理人 力石登記測量 力石 優さん立会いのもと、現地調査を行いました。

申請地は、東北町役場本庁舎から北へ約3.4kmの距離にあり、第1種農地区域内に位置する。周辺は一団の農地内（田）に囲まれた地区で、転用の目的は、一時転用の営農型太陽光発電施設建設であり、営農に関しては、たまねぎを作付けする計画である。

現況においては、境界が明確であり、周辺に被害を及ぼす影響はないとみて、許可相当と判断してまいりました。

以上、報告いたします。

議長（乙部 繁作君） ご苦労さまでした。

ただいま、14番 新山 忠幸 委員、より現地調査の報告が終わりました。

本案について、ご質疑等ございませんか。

（異議なしのとき）

異議なしと認め、議案第31号は、原案のとおり許可することに決定し、許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

議長（乙部 繁作君） **日程第9 議案第32号** 東北町農用地利用集積計画の決定についてを 議題とします。

事務局より事案朗読及び説明をお願いします。

事務局長 18ページをお願いします。
(蛭澤博幸 議案第32号 東北町農用地利用集積計画の決定について、農業
君) 経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の
決定を求めるものであります。

19ページをお願いします。
農地売買等事業による利用権の設定各筆明細書賃貸借（ちんたい
しゃく）及び使用貸借（しょうたいしゃく）、所有権移転（しゅ
ゆうけんいてん）について、説明いたします。

なお、農地中間管理事業によるため、利用権の設定を受ける者
は、公益社団法人あおもり農林業支援センター、でありますの
で、氏名、住所については、省略させていただきます。

賃貸借（ちんたいしゃく）は、
（事務局 受付番号18番、1件、朗読説明省略）
以上1件です。

使用貸借（しょうたいしゃく）は、

（事務局 受付番号41番から43番、3件、朗読説明省略）
以上3件です。

所有権移転（しゅゆうけんいてん）は、
事務局 受付番号16番から19番、4件、朗読説明省略）
以上4件です。

議長（乙部 ただいま、事務局より説明が終わりました。
繁作君） 本案について、ご質疑等ありませんか。

（異議なしのとき）

異議なしと認め、議案第32号は、原案のとおり承認することに
決定しました。

以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

第10回東北町農業委員会総会を閉会いたします。

午前10時27分 閉会